

指定短期入所事業所 アルムの家 重要事項説明書

この重要事項説明書は、障害者総合支援法の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用者に対して説明するものです。

1. 法人の概要

名 称	株式会社 アルムの家
所 在 地	岐阜県土岐市土岐口中町4丁目9番地
電 話 番 号	0572-44-7083
代 表 者 氏 名	代表取締役 加藤 扶美代
法 人 設 立 年 月 日	平成26年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定短期入所事業所
事業所の名称	アルムの家
事業所所在地	岐阜県土岐市土岐口中町4丁目9番地
連絡先	電話：0572-44-7083
利用定員	4人
サービス管理責任者	古田 友美
開設年月	平成30年4月1日
事業所番号	2111800369
事業所が行なっている他のサービス	指定 就労継続支援A型・B型 就労移行支援 放課後等デイサービス 日中一時支援 相談支援事業 生活介護

3. 通常の事業実施地域

多治見市、土岐市、瑞浪市、可児市の全域

4. 営業時間等

(1) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	全日、事業所が定める休業日
営業時間	午後6時から午前6時まで

(2) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	全日、事業所が定める休業日
サービス提供時間	午後6時から午前6時まで

5. 施設・設備の概要

訓練室	1階：2室
洗面台	1階：1台 2階：1台
トイレ	1階：2室 2階：1室
浴室	1階：1室
キッチン	1階：1室
食堂	1階：1室
相談室	2階：1室
多目的室	2階：1室

6. 職員の体制

職種	職務内容
管理者	常勤1名 管理者は、職員の管理、指定短期入所の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者	常勤1名 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成し、少なくとも6か月に1回以上見直しを行います。サービスを利用する利用者の置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行う。
医師	非常勤名 医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
看護職員	

	看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。
生活支援員	3名（非常勤3名） 生活指導員は、利用者に対して日常生活を営むことができる必要な支援を行う。

当事業所では、利用者に対して指定短期入所サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

サービス管理責任者は、利用者について解決すべき課題と意向を把握し、利用者の意向を踏まえたうえで、短期入所事業のサービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点等を、利用者に面談し伝えます。

(1) サービスの内容

短期入所利用の留意点	サービス管理責任者と面談します。
健康管理	利用者の健康状況を常に注意し、協力医療機関と連携して健康管理のために適切な支援を行います。健康診断は、年1回行います。
食事の提供	栄養のバランス、カロリーに配慮し食事を提供します。
清拭	心身の状況により入浴が困難な利用者に清拭サービスを行います。
入浴	心身の状況により入浴が困難な利用者に入浴サービスを行います。
身体等の介護	心身の状況に合わせ、必要に応じた介助・介護を行います。
送迎サービス	心身の状況により送迎を希望する利用者に送迎サービスを行います。
身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援	様々なカリキュラムやレクリエーション活動等を通し、体力の向上やバランス感覚、ストレスの発散などを目指します。
生活相談	日常生活上の様々な助言・相談を行います。

(2) 利用料金と利用者負担額

- 指定短期入所を提供した際には、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定短期入所に要した額）の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 上記以外、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。
 - 1) 創作的活動に係る材料費（費用が発生した場合のみ実費）
 - 2) 日用品費の実費
 - 3) 食事提供に係る費用
 - ア) 朝食 1食につき 200 円（うち食材料費 50 円）
 - 昼食 1食につき 500 円（うち食材料費 350 円）
 - 夕食 1食につき 600 円（うち食材料費 450 円）ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条 第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1 日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
 - 4) 送迎サービスの提供に係る費用 無料
 - 3 に規定する通常の事業の実施地域以外の地域
 - ア) 事業所から 10 キロメートル未満 1 回（片道）につき 100 円
 - イ) 事業所から 10 キロメートル以上 1 回（片道）につき 200 円
 - 5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。
- 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- サービスの提供に係る費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

8. サービスの利用に関する留意事項

利用者は、サービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

また、利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意するものとします。

- 1) 傷害保険に加入すること。
- 2) 食品アレルギーがある場合は弁当を持参すること。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年6月24日法律第79号）及び「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	サービス管理責任者 古田 友美
-------------	-----------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 緊急時の対応

緊急時の対応	事業所は、指定短期入所の提供をおこなっているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。協力医療機関への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。
事故発生時の対応	事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。 損害保険会社名：三井住友海上保険 損害保険の種類：火災、自動車 損害保険の内容：①死亡保険金 ②後遺症保険金
非常災害時の対応	別途定める消防計画書により対応します。
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	自動火災報知設備 防排煙設備 誘導灯及び誘導標識 非常放送設備 避難器具 消火器 担架等 法令で規定された設備

11. 秘密の保持・個人情報の保護

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持</p>	<p>事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>②個人情報の保護について</p>	<p>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者等の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

12. 苦情・要望の受付について

1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

<p>受付窓口</p>	<p>窓口担当者：サービス管理責任者 古田 友美 苦情解決責任者：サービス管理責任者 古田 友美 受付日：月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。 受付時間：午後3時から午後6時 電話番号：0572-51-1828</p>
<p>第三者委員</p>	<p>アルムの家 管理者：古田 友美 受付日：月曜日から土曜日。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。 受付時間：午後3時から午後6時 電話番号：0572-44-7083</p>

2) 行政機関その他苦情受付期間

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は岐阜県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てる事ができます。

土岐市役所障がい福祉課	所在地 〒509-5192 土岐市土岐津町 土岐口 2101 番地 受付日 月曜日から金曜日。ただし、国民 の祝日、12月29日から1月3日 までを除く。 受付時間 午前9時から午後5時15分 電話番号 0572-54-1111
多治見市役所障がい福祉課	所在地 〒507-8787 多治見市音羽町 1丁目71番地の1 多治見市役所駅北庁舎 受付日 月曜日から金曜日。ただし、国民 の祝日、12月29日から1月3日 までを除く。 受付時間 午前9時から午後5時15分 電話番号 0572-22-1111
瑞浪市役所障がい福祉課	所在地 〒509-6100 瑞浪市上平町 1丁目1番地 受付日 月曜日から金曜日。ただし、国民 の祝日、12月29日から1月3日 までを除く。 受付時間 午前9時から午後5時15分 電話番号 0572-68-2111

13. その他

当事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり実施しています。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

平成 年 月 日

短期入所等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称 : アルムの家

管理者名 : 古田 友美

説明者名 : 古田 友美

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所等の提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名

印

利用者代理人住所

氏名

印